別表第七の一号(第65条第1項関係)

第1　地上基幹放送に係る事業計画書

事　　業　　計　　画　　書

(別紙)
□(1)　経営形態及び資本又は出資の額
□(2)　事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
□(3)　主たる出資者及び議決権の数
□(4)　10分の1を超える議決権を有する者に関する事項
□(5)　10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
□(6)　役員に関する事項
□(7)　放送番組の編集の基準
□(8)　放送番組の編集に関する基本計画
□(9)　週間放送番組の編集に関する事項
□(10)　放送番組の審議機関に関する事項
□(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
□(12)　災害放送に関する事項
□(13)　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
□(14)　試験の方法及び具体的計画
□(15)　基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
□(16)　将来の事業予定
□(17)　認定の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

長辺

短　　辺　(日本産業規格A列4番によること。)

注1　別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区　別	提出する別紙	備　　考
1　認定の申請の場合	(1)　(注1) (2)　(注2)(注3) (3)　(注2)(注3) (4)　(注2)(注3)(注4) (5)　(注2)(注3)(注4) (6)　(注2) (7)　(注3)(注4)(注5) (8)　(注4)(注5) (9) (10)　(注3)(注4)(注5) (11)　(注4)(注6) (12)　(注3) (13)　(注7) (14)　(注8) (15)　(注2)(注3)(注4) (16)　(注2)(注3)(注4)	(注1)　協会及び学園の基幹放送の業務の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注2)　協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注3)　学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注4)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注5)　法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注6)　学園の基幹放送の業務の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注7)　地上基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 (注8)　基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。
2　認定の変更の申請の場合	(1)　(注1)(注9) (2)　(注2)(注3)(注9) (3)　(注2)(注3)(注9)	

	(4)　(注2)(注3)(注9) (5)　(注2)(注3)(注9) (6)　(注2)(注9) (7)　(注3)(注4)(注5)(注9) (8)　(注4)(注5)(注9) (9)　(注9) (10)　(注3)(注4)(注5)(注9) (11)　(注4)(注6) (12)　(注3) (13)　(注7) (14)　(注8) (15)　(注2)(注3)(注4)(注9) (16)　(注2)(注3)(注4)(注9)	(注9)　当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。
3　認定の更新の申請の場合	(1)　(注1) (3)　(注2)(注3) (4)　(注2)(注3) (5)　(注2)(注3) (6)　(注2) (7)　(注3)(注4)(注5) (8)　(注4)(注5) (9) (10)　(注3)(注4)(注5) (11)　(注4)(注6) (12)　(注3) (13)　(注7) (14)　(注8) (15)　(注2)(注3)(注4) (16)　(注2)(注3)(注4) (17)	

注2　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

(1)　別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア　株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ　設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合　　計

ウ　株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1)　法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア)　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ)　定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2)　設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア)　定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ)　法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ)　設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3)　法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2)　別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
	千円	
工事費 創業費 その他 合　計		

(注1)　資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2)　貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3)　別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア　議決権の総数

区　　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式等(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考		1単元の株式数		

(注1)　最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。

(注2)　(A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3)　(B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注4)　(C)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5)　(D)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6)　(E)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

(注7)　(F)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式及び同条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。

(注8)　(G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載するこ

と。

(注9)　(H)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10)　(I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11)　(I)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(注12)　法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(ウにおいて同じ。)。

イ　主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住　所	職　業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備　考

(注1)　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2)　設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3)　増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4)　法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5)　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6)　職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア)　出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ)　発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ)　日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(エ)　出資の予定のものについてはその旨

ウ　外資議決権比率に関する事項

(ア)　申請者が上場会社等以外である場合

区　　分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	日本法人の議決権を有する外国法人等		(E)の比率(%)(H)	(E)×(1－(G))(%)(I)	日本の国籍の確認方法	備考
								氏名又は名称(F)	日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%)(G)				
日本の国籍を有する者(J)													
日本法人	議決権の総数の10分の1以上を占める者(K)												
	議決権の総数の10分の1未満を占める者(L)												
合　　計													

(注1)　上場会社等とは、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。)に上場されている株式又はこれに準ずるものとして第87条で定める株式を発行している会社をいう((イ)において同じ。)。

(注2)　外国法人等とは、法第93条第1項第7号イからハまでに掲げる者をいう((イ)において同じ。)。

(注3)　申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること((イ)において同じ。)。

(注4)　(A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。

(注5)　(B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。

(注6)　(C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注7)　(D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注8)　(E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するウの(ア)の(D)の比率を記載すること。

(注9)　(F)及び(G)の欄は、(H)の比率を合算した比率がなお5分の4を上回らない場合に次のとおり記載すること。(H)の比率を合算した比率に(I)の比率を合算した比率を加えて計算した比率が5分の4を上回れば、それ以上については記載を要しない。

(ア)　申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等について記載すること。当該日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(イ)　(ア)によつてもなお(H)の比率を合算した比率に(I)の比率を合算した比率を加えて計算した比率が5分の4を上回らない場合には、一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該外国法人等が占める日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合の当該外国法人等について記載すること。

(注10)　(I)の欄は、1から(G)の比率を減じて計算した比率に(E)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ア)　(G)の比率が2分の1を超える場合は、(I)に0と記載すること。

(イ)　一の日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、1から当該一の日本法人に係る(G)の比率を合算した比率を減じて計算した比率に(E)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該外国法人等のうちいずれかの者が当該日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、0と記載すること。

(注11)　(E)及び(G)から(I)までの欄は、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。

(注12)　備考の欄は、イの(注7)(ア)、(イ)及び(エ)に準じて記載すること。また、第62条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

(注13)　(J)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第93条第1項第7号ロに掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注14)　(K)及び(L)の欄は、法第93条第1項第7号ロ及びハに掲げる者に該当しない法人又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。

(注15)　(C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(イ)　申請者が上場会社等である場合

区　　分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E)の比率(%)(H)	(E)×(G)(%)(I)	備考
								氏名又は名称(F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%)(G)			
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者											
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計（計　者）(J)											
外資系日本法人	議決権の総数の10分の1以上を占める者											
合　　計												

(注1)　外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第62条第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

(注2)　(A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。

(注3)　(B)から(E)までの欄は、(ア)の(注5)から(注8)までに準じて記載すること。

(注4)　(F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(ア)　申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(イ)　一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部

又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。

(注5)　(I)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ア)　(G)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(イ)　外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(注6)　(E)及び(G)から(I)までの欄は、(ア)の(注11)に準じて記載すること。

(注7)　備考の欄は、イの(注7)(ア)、(イ)及び(エ)に準じて記載すること。また、第62条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

(注8)　(J)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

(注9)　(C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(4)　別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10分の1を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

(注1)　議決権の取扱いは、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより計算し、記載すること。

(ア)　一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株

式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭販売有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(ウ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。)によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

(エ) (ウ)の規定を適用する場合において、介在している関連法人等も10分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載されるものの議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有する全ての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄を記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の	備考

		総議決権に対する比率	
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注)　(4)(注1)(ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア)　(4)(注1)(ア)から(ウ)までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ)　(4)(注1)(ア)から(ウ)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(6)　別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
					□有　□無	□有　□無	

(注1)　株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2)　特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

(注3)　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注4)　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注5)　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注4)に準じて記載すること。

(注6)　日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

(注7)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア)　発起人又は発起人代表であるときはその旨

（イ）　日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

（ウ）　予定のものについてはその旨

（注8）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7)　別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第六の一号の注3(2)の場合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(8)　別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による基幹放送の業務(学園によるものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。

(9)　別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次のアからオまでの様式により記載すること。

ア　放送番組表

（ア）　超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合

A　超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計							
合計 時間　分(　分) ※字幕付与可能な1週間の放送時間 時間　分(　分)		備考 字　　時間　分(　分)　% 解　　時間　分(　分)　%					

（注1）　1週間の放送番組の代表例を記載すること。

（注2）　個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号(報道は(報)、教育は(育)、教養は(養)、娯楽は(娯)、その他は(他)と表示)に従い、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

（注3）　個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

（注4）　補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送、ステレオホニック放送、2か国語放送、データ放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は(字)、解説放送は(解)と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、

1週間の総放送時間(字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とする。)について、字幕放送、解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5)　有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を(　)で再掲すること。

(注6)　比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

B　補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の記載

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計		

(注1)　1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2)　放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

(注3)　個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類全てについて表示すること。

(注4)　番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注5)　有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を(　)で再掲すること。

(イ)　超短波多重放送を行う基幹放送の業務の場合

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計		

(注1)　1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2)　放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

(注3)　番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注4)　有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を(　)で再掲すること。

(注5)　比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(ウ)　(ア)又は(イ)以外の基幹放送の業務の場合

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
合計	時間　分				備考		

(注1)　1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2)　個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3)　個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

イ　放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報　道 教　育 教　養 娯　楽 そ　の　他	時間　分	%	
合　計	時間　分	100.0%	

(注1)　1週間の放送時間の欄は、アの(ア)又は(ウ)の放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2)　補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(補完：　)で再掲すること。

(注3)　有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(有料：　)で再掲すること。

(注4)　放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとに細分すること。

(注5)　比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

ウ　ローカル番組

(ア)　ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合　計	時間　　分(　　%)	時間　　分(　　%)

(イ)　天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合　計	時間　　分(　　%)	時間　　分(　　%)

(ウ)　ニュース及び天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合　計	時間　　分(　　%)	時間　　分(　　%)

(エ)　総合計

総合計(ア)＋(イ)＋(ウ)	時間　　分(　　%)

(注1)　超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

(注2)　アの放送番組表に基づいて記載すること。

(注3)　出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの(自社以外が制作したものを含む。)について記載すること。

(注4)　合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

エ　自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給を受ける放送番組	合計
①完全局制作	②制作会社協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送		
分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 100.0%

(注1)　アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間(分)及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

(注2)　①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

(注3)　自社における制作能力及び制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

オ　他から供給を受ける放送番組の時間等

(ア)　超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合

A　超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

供給者名	1週間の放送時間(他からの供給を受ける放送番組)	供給に関する協定等の有無
(ニュース) 放送事業者 小計	時間(　分)　　%	

その他の者 小計	時間(　分)　　%	
計(①)	時間(　分)　　%	
(ニュース以外の番組) 放送事業者 小計	時間(　分)　　%	
その他の者 小計	時間(　分)　　%	
計(②)	時間(　分)　　%	
合計(①＋②＝③)	他社の放送番組　　時間(　分)　　%	
備考	自社の放送番組　　時間(　分)　　%	

(注1)　供給者名の欄は、アの(ア)のAの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載し、供給者のそれぞれについて、供給を受けようとするものの放送時間を記載し、放送事業者及びその他の者ごとに小計を記載し、計及び合計を記載すること。

(注2)　合計の欄の比率は、アの(ア)のAの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3)　備考の欄の比率は、アの(ア)のAの放送番組表の合計の欄の時間から合計(③)の欄の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4)　放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5)　有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に(　)で再掲すること。

(注6)　比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

B　補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の記載

供給者名	放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	番組数 計	
(ニュース以外の番組)	番組数 計	
合　　計	番組数(　　%)	

(注1)　供給者名の欄は、アの(ア)のBの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2)　合計の欄の括弧内は、アの(ア)のBの放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3)　放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4)　有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る番組数をそ

れぞれ該当する欄内に(　)で再掲すること。

(注5)　比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(イ)　超短波多重放送を行う基幹放送の業務の場合

供給者名	放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	番組数 計	
(ニュース以外の番組)	番組数 計	
合　　計	番組数(　　%)	

(注1)　供給者名の欄は、アの(イ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2)　合計の欄の括弧内は、アの(イ)の放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3)　放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4)　有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に(　)で再掲すること。

(注5)　比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(ウ)　(ア)又は(イ)以外の基幹放送の業務の場合

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	時間　分 計	
(ニュース以外の番組)	時間　分 計	
合　　計	時間　　分(　　%)	

(注1)　供給者名の欄は、アの(ウ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2)　合計の欄の括弧内は、アの(ウ)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3)　放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4)　比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(10)　別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数	人				

(注1)　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2)　職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア　他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

イ　他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ　予定のものについてはその旨

(注4)　委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11)　別紙(11)は、次により記載すること。

ア　放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ　放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ　予定のものについては、その旨を記載すること。

(12)　別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13)　別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14)　別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア　兼営する事業

兼営する事業の名称	事　業　の　概　要

イ　他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 (B)／(A)×100	備考
	百万円		千円	%	

(注1)　出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア　議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ　出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資額、寄付金等の出資の種類

(15)　別紙(17)は、次の事項について記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載するこ

と。)。

ア　事業の実績

(ア)　事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。)について簡単に記載すること。地上基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、基幹放送を行う実用化試験局の基幹放送の業務の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。)

(イ)　別に定める1週間の放送の実施状況

他から供給を受けた放送番組の時間(協会及び学園の基幹放送の業務の場合を除く。)

(ウ)　放送番組に関する参考事項(放送番組について基幹放送普及計画第2又は放送法関係審査基準別紙1の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)

(エ)　その他参考となる事業の概要

イ　資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の基幹放送の業務の場合を除く。)(当該申請が決算期の中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)